

政策会議付議事案書（令和7年1月14日）

提案課名 地域共生推進課

報告者名 和田 安弘

事案名	秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて	☒ 有 資料 無
目的・必要性	「災害弔慰金の支給等に関する法律」第18条において、市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金（以下「災害弔慰金等」という。）の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとするが規定されています。 本市では、この災害弔慰金等の支給に当たり、死亡又は重度障害が自然災害によるものか否かの判定が困難な場合は、秦野市社会福祉審議会（以下「社会福祉審議会」という。）において意見を聴取することとしています。 近年、全国各地で災害による被害が相次いで発生している中、災害関連死等の認定に時間を要する事例が散見され、特に能登半島地震での教訓を踏まえ、災害と死因等との関連を、より円滑、適切に判断するためには、医師、弁護士など有識者の専門的知見が必要であると考えます。 このことから、医師、弁護士などの有識者で構成する審査委員会を設置し、災害弔慰金等の速やかな支給につなげるため、秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものです。	
経過・検討結果	昭和48年9月 「災害弔慰金の支給等に関する法律」の公布 昭和49年6月 「秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例」の施行 令和元年6月 迅速な支給決定等に必要な措置を講じるため、「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」の公布 ⇒調査審議するための合議制機関の設置が市町村の努力義務となる。 ⇒社会福祉審議会により調査審議することについて、国から差し支えない旨の回答あり。 令和6年5月以降 審査委員会の設置について検討 〃 10月 政策会議に付議（委員報酬について再度検討するよう指示あり。）	

決定等を要する事項	秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正し、「災害弔慰金の支給等に関する法律」第18条に規定する災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議する合議制の機関を設置すること。また、設置に当たり、次の事項を定めること。 1 合議制の機関の名称を「災害弔慰金等支給審査委員会」とすること。 2 委員5人以内をもって組織すること。 3 委員の職種は、医師、弁護士及びその他社会福祉等に関する専門的な知識経験を有する者とする。 4 委員の任期を2年とし、再任を妨げないこと。 5 委員の報酬を日額23,000円とすること。ただし、死亡又は障害と災害との因果関係の判断に係る審査以外の案件を調査審議する場合における報酬額は、日額7,800円とすること。 6 会議は、原則として、非公開とすること。						
今後の取扱い	<table border="0"> <tr> <td>令和7年2月</td><td>令和7年3月市議会第1回定例会に条例改正議案を提出</td></tr> <tr> <td>3月</td><td>改正条例の施行、施行規則の改正・施行</td></tr> <tr> <td>〃 4月以降</td><td>審査委員会委員の選考・委嘱</td></tr> </table>	令和7年2月	令和7年3月市議会第1回定例会に条例改正議案を提出	3月	改正条例の施行、施行規則の改正・施行	〃 4月以降	審査委員会委員の選考・委嘱
令和7年2月	令和7年3月市議会第1回定例会に条例改正議案を提出						
3月	改正条例の施行、施行規則の改正・施行						
〃 4月以降	審査委員会委員の選考・委嘱						

秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて

令和 7 年 1 月 1 4 日
福祉部地域共生推進課

1 災害弔慰金等支給審査委員会の設置

災害による死亡又は重度障害であるか否かの判定が困難な場合などに、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための合議制の機関「災害弔慰金等支給審査委員会」の設置について、条例に規定するものです。

2 委員の定数

委員 5 人以内をもって組織します。

3 委員の職種

- (1) 医師
- (2) 弁護士
- (3) その他社会福祉等に関する専門的な知識経験を有する者

4 委員の任期

2 年（ただし、再任を妨げない。）

5 規則への委任

組織及び運営に関し必要な事項は、秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則で定めます。

6 委員の報酬等

日額 23,000 円

※ 委員数及び構成職種は条例に定め、報酬は、秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、日額を定めます。

なお、死亡又は障害と災害との因果関係の判断に係る審査以外の案件を調査審議する場合における報酬は、日額 7,800 円とします。

秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて

秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

「災害弔慰金の支給等に関する法律」第 18 条の規定により、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議することを目的に市長の附属機関として秦野市災害弔慰金等支給審査委員会を設置するため、改正するものであります。

秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年秦野市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条を第 14 条とする。

第 12 条の次に次の 1 章及び章名を加える。

第 4 章 災害弔慰金等支給審査委員会

（災害弔慰金等支給審査委員会）

第 13 条 市長は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、秦野市災害弔慰金等支給審査委員会（以下この条において「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、5 名以内の委員により組織する。

3 審査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 医師

(2) 弁護士

(3) その他社会福祉に関する専門的な知識経験を有する者

4 委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営について必要な事項は規則で定める。

第 5 章 雑則

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年秦野市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 79 号を第 80 号とし、第 78 号の次に次の 1 号を加える。

(79) 秦野市災害弔慰金等支給審査委員会の委員

第 2 条第 1 項本文中「前条第 1 号から第 78 号まで」を「前条第 1 号から

第 7 9 号まで」に改め、同条第 2 項中「前条第 7 9 号」を「前条第 8 0 号」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

秦野市災害弔慰金等支給審査委員会の委員	日額 23,000 円
---------------------	-------------

別表第 1 備考に次のように加える。

- 4 この表秦野市災害弔慰金等支給審査委員会の委員の項の規定にかかわらず、秦野市災害弔慰金等支給審査委員会が死亡又は障害と災害との因果関係の判断に係る審査以外の案件を調査審議する場合における同審査委員会の委員の報酬額は、日額 7,800 円とする。

別表第 2 区分の欄中「条例第 1 条第 1 号から第 7 8 号まで」を「条例第 1 条第 1 号から第 7 9 号まで」に、「条例第 1 条第 7 9 号」を「条例第 1 条第 8 0 号」に改める。

議案第 号 秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<u>第4章 災害弔慰金等支給審査委員会</u> <u>(災害弔慰金等支給審査委員会)</u> <u>第13条 市長は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、秦野市災害弔慰金等支給審査委員会（以下この条において「審査委員会」という。）を置く。</u> <u>2 審査委員会は、5名以内の委員により組織する。</u> <u>3 審査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u> <u>(1) 医師</u> <u>(2) 弁護士</u> <u>(3) その他社会福祉に関する専門的な知識経験を有する者</u> <u>4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。</u> <u>5 前各項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営について必要な事項は規則で定める。</u> <u>第5章 雑則</u> (委任) <u>第14条 (略)</u>	(委任) <u>第13条 (略)</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例
(昭和31年秦野市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中第79号を第80号とし、第78号の次に次の1号を加える。

(79) 秦野市災害弔慰金等支給審査委員会の委員

第2条第1項本文中「前条第1号から第78号まで」を「前条第1号から第79号まで」に改め、同条第2項中「前条第79号」を「前条第80号」に改める。

別表第1に次のように加える。

秦野市災害弔慰金等支給審査委員会 の委員	日額23,000円
-------------------------	-----------

別表第1備考に次のように加える。

- 4 この表秦野市災害弔慰金等支給審査委員会の委員の項の規定にかかわらず、秦野市災害弔慰金等支給審査委員

会が死亡又は障害と災害との因果関係の判断に係る審査
以外の案件を調査審議する場合における同審査委員会の
委員の報酬額は、日額 7, 8 0 0 円とする。

別表第 2 区分の欄中「条例第 1 条第 1 号から第 7 8 号まで」
を「条例第 1 条第 1 号から第 7 9 号まで」に、「条例第 1 条第
7 9 号」を「条例第 1 条第 8 0 号」に改める。